

高額療養費制度

高額医療費制度とは、長期入院や治療が長引く場合などで、一か月の医療費の自己負担額が高額となった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度です。（75歳以上の後期高齢者医療保険で医療を受ける人は別の計算になります。）

差額ベッド代や食事療養費・入院時生活療養費などの自己負担額は対象になりません。
通院時と入院時に支払った費用なども別々に限度額を超えていることが必要。

また、高額療養費の自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月内に同一世帯で21,000円以上の自己負担が複数あるときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給されます。（世帯合算）

なお、同一人が同一月内に2つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己負担額が21,000円以上ある場合も同様です。（70～74歳の方がいる世帯では算定方法が異なります。）

なお、同一世帯で1年間（直近12か月）に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担限度額が変わります。

●70歳未満の人の医療費の自己負担限度額（一か月あたり）

条件	一か月あたりの上限	一年の間に該当月が4回あった人の4回目以降の上限
低所得者 (住民税非課税世帯など)	35,400円	24,600円
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般 (上記2つに該当しない人)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円

総医療費とは10割相当医療費

●70～74歳の人の医療費の自己負担限度額（一か月あたり）

	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)	高額療養費多数該当 (年4回目以降)の場合
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得者 (住民税非課税者)	8,000円	24,600円	
低所得者 (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円	

平成20年4月から特例によりこの額になっています。

具体例

標準報酬月額が50万円以下の70歳未満の人が、同一の1ヶ月間に同一医療機関の支払った医療費総額(10割相当)が500,000円だった場合。(3割負担の人の場合実際に支払った金額は150,000円)

算定に当たっての基準額

$$80,100円 + (500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 82,430円$$

一部負担金(病院で支払った金額、3割負担の場合)

$$500,000円 \times 30\% = 150,000円$$

高額医療費として支給される金額

$$150,000円 - 82,430円 = 67,570円$$



なお、事前に手続きをしておけばそもそも病院の窓口で一旦150,000円を支払う必要がなく、自己負担限度額の82,430円を支払うのみで済みます。